



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	後期高齢者医療保険料コンビニエンスストア収納代行業務	福祉局国保年金医療課	1
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定取り消し	福祉局監査指導課	2
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定取り消し	福祉局監査指導課	3
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	4
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導課	7
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	10
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	12
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導課	13
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	15
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	16
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	19
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	22
告示	電線共同溝を整備すべき道路の指定(市道 阪急沿線)	建設局道路工務課	24
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 明石神戸宝塚線他)	建設局道路管理課	25
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 高津橋第13号線)	建設局道路管理課	26
告示	公募占用計画の認定	港湾局経営課	27
公告	建築協定区域内の土地に係る借地権消滅の旨の届出及び協定書の縦覧(舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	29
公告	都市公園の設置(西神第2工業団地内周辺緑地)	建設局公園部管理課	30
公告	開発行為に関する工事の完了(長田区駒ヶ林南町ほか)	都市局都市計画課	31
市税事務所	熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町における市税に関する申告期限等の延長	行財政局税務部税制企画課	32
訂正	令和8年8月12日付神戸市公報第3975号中	建設局道路管理課	33

神戸市告示第288号

後期高齢者医療保険料の徴収業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を 委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

神戸市後期高齢者医療保険料コンビニエンスストア収納代行業務

2 指定公金事務取扱者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

（株）電算システム

代表取締役 高橋 譲太

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

後期高齢者医療保険料

神戸市告示第289号

次の指定障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定の取消処分を行ったため、同法第51条第4号の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定取消年月日	サービス種類
2810101374	B型支援事業所シリウス	神戸市東灘区住吉宮町6丁目16-17 サンリット御影1F-B号	ワンダブルオー株式会社	神戸市中央区海岸通3丁目1番5号-209	令和8年8月1日	就労継続支援B型

神戸市告示第290号

次の事業者について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 24 の規定に基づいて、指定障害児通所支援事業者に対して、指定の取消し処分を行ったので、同法第 21 条の 5 の 25 第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定取消し 年月日	サービス種類
2850700291	放課後等 デイサービス ウィズ・ユ ー妙法寺サ ード	兵庫県神戸 市須磨区白 川台 3-61- 2 アニモン 白川 4F	合同会社ウ ィズホープ	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町 19 番地の 7 サ ンビレッジ 北須磨 101 号	令和 8 年 7 月 1 日	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

神戸市告示第291号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860590633	共に支える訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区会下山町二丁目1-6ロイスグラン神戸湊川公園 104	共に支える株式会社	兵庫県神戸市兵庫区会下山町二丁目1-6ロイスグラン神戸湊川公園 104	令和8年8月1日	介護予防訪問看護
2860590633	共に支える訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区会下山町二丁目1-6ロイスグラン神戸湊川公園 104	共に支える株式会社	兵庫県神戸市兵庫区会下山町二丁目1-6ロイスグラン神戸湊川公園 104	令和8年8月1日	訪問看護
2860690425	訪問看護すずらん	兵庫県神戸市長田区鹿松町2丁目9番43号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	令和8年8月1日	介護予防訪問看護
2860690425	訪問看護すずらん	兵庫県神戸市長田区鹿松町2丁目9番43号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	令和8年8月1日	訪問看護

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

2860790522	あんこ訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市須磨区須 磨寺町4丁 目3番1号 4F	株式会社 Recolte Care	兵庫県神戸 市須磨区須 磨寺町4丁 目3番1号 4F	令和8年8 月1日	介護予防訪 問看護
2860790522	あんこ訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市須磨区須 磨寺町4丁 目3番1号 4F	株式会社 Recolte Care	兵庫県神戸 市須磨区須 磨寺町4丁 目3番1号 4F	令和8年8 月1日	訪問看護
2870504368	ケアプラン センターぽ こ	兵庫県神戸 市兵庫区下 祇園町 12-11	合同会社ぽ こ	兵庫県神戸 市兵庫区下 祇園町 12-11	令和8年8 月1日	居宅介護支 援
2870604101	ケアリッツ 長田	兵庫県神戸 市長田区四 番町6-2 モアベル神 戸108	株式会社ケ アリッツ・ アンド・パ ートナーズ	東京都新宿 区新宿四丁 目1番6号	令和8年8 月1日	訪問介護
2870604119	訪問介護す ずらん	兵庫県神戸 市長田区雲 雀ヶ丘1丁 目1番3号	社会福祉法 人すみれ会	兵庫県神戸 市長田区雲 雀ヶ丘1丁 目1番3号	令和8年8 月1日	訪問介護
2870604127	ひまわりヘ ルパーステ ーション支 援事業所	兵庫県神戸 市長田区三 番町3丁目 7-8	一般社団法 人向日葵	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺女夫岩 1094-7	令和8年8 月1日	訪問介護
2870703879	ハート介護 サービス須 磨	兵庫県神戸 市須磨区前 池町2丁目 1-12 ゼ フィール板 宿205	株式会社ハ ート介護サ ービス	大阪府大阪 市北区南森 町2丁目2 番9号	令和8年8 月1日	居宅介護支 援

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

2870804941	訪問介護 愛まーる	兵庫県神戸 市垂水区平 磯4丁目4 -7 ジョ イフル垂水 501	株式会社 warehouse minoh	大阪府箕面 市桜五丁目 20番22号	令和8年8 月1日	訪問介護
------------	--------------	--	----------------------------	--------------------------	--------------	------

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

神戸市告示第292号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所-名称	事業所-所在地	申請者-法人名	申請者-所在地	廃止年月日	サービス種類
2870101173	訪問介護ステーションたんぽぽ	兵庫県神戸市東灘区田中町3丁目19-16 ハイツタケシ301	合資会社たんぽぽ	兵庫県神戸市東灘区田中町3丁目19-16 ハイツタケシ301	令和8年7月2日	訪問介護
2860190129	セコム神戸訪問看護ステーション	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町6丁目14-14 坂本ビル4F	セコム医療システム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	令和8年7月3日	居宅介護支援
2870104045	福祉用具のアストレ	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-3-2	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	令和8年7月8日	介護予防福祉用具貸与
2870104045	福祉用具のアストレ	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-3-2	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	令和8年7月8日	特定介護予防福祉用具販売

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

2870104045	福祉用具の アストレ	兵庫県神戸 市東灘区本 山中町4- 3-2	株式会社ア ストレ	兵庫県神戸 市長田区长 田町1-3- 1	令和8年7 月8日	特定福祉用 具販売
2870104045	福祉用具の アストレ	兵庫県神戸 市東灘区本 山中町4- 3-2	株式会社ア ストレ	兵庫県神戸 市長田区长 田町1-3- 1	令和8年7 月8日	福祉用具貸 与
2860290648	訪問看護ス テーション レイズ	兵庫県神戸 市灘区城内 通1丁目3 番23号ベ ルメゾン王 子公園202 号	株式会社S Y S	兵庫県神戸 市東灘区渦 森台三丁目 14-3	令和8年7 月12日	介護予防訪 問看護
2860290648	訪問看護ス テーション レイズ	兵庫県神戸 市灘区城内 通1丁目3 番23号ベ ルメゾン王 子公園202 号	株式会社S Y S	兵庫県神戸 市東灘区渦 森台三丁目 14-3	令和8年7 月12日	訪問看護
2860590542	メディフル 兵庫 訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市兵庫区兵 庫町2丁目 1番19号	株式会社M E D I ー F U L L	大阪府阪南 市下出37 番地の5リ クラス尾崎 ビル2階	令和8年7 月13日	介護予防訪 問看護
2860590542	メディフル 兵庫 訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市兵庫区兵 庫町2丁目 1番19号	株式会社M E D I ー F U L L	大阪府阪南 市下出37 番地の5リ クラス尾崎 ビル2階	令和8年7 月13日	訪問看護

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

2860190285	エンジェル 訪問看護リ ハビリステ ーション	兵庫県神戸 市東灘区森 北町1丁目 5-11 2 階	キュアソリ ューション ズ株式会社	兵庫県神戸 市東灘区森 北町1丁目 5-11 2 階	令和8年7 月16日	介護予防訪 問看護
2860190285	エンジェル 訪問看護リ ハビリステ ーション	兵庫県神戸 市東灘区森 北町1丁目 5-11 2 階	キュアソリ ューション ズ株式会社	兵庫県神戸 市東灘区森 北町1丁目 5-11 2 階	令和8年7 月16日	訪問看護
2870603970	介護センタ ー つるぎ	兵庫県神戸 市長田区萩 乃町2丁目 4-8	株式会社剣	兵庫県神戸 市長田区萩 乃町二丁目 4-8	令和8年7 月19日	訪問介護
2860890561	訪問看護ス テーション ai	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町猿倉 290-10 名 谷MBビル A号室	株式会社 ai	兵庫県姫路 市北今宿三 丁目17番 3-5号	令和8年8 月31日	介護予防訪 問看護
2860890561	訪問看護ス テーション ai	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町猿倉 290-10 名 谷MBビル A号室	株式会社 ai	兵庫県姫路 市北今宿三 丁目17番 3-5号	令和8年8 月31日	訪問看護
2875205144	ケアグレー ス神戸 居 宅支援事業 所	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 712-1 ラ ピート大蔵 1号棟104	Q u e s e r a G r a c e 株式 会社	埼玉県日高 市女影573 番地1	令和8年8 月31日	居宅介護支 援

神戸市告示第293号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870604119	訪問介護 すずらん	兵庫県神戸市 市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市 市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	令和8年 8月1日	介護予防 訪問サービス
2870604127	ひまわりヘルパー ステーション支援 事業所	兵庫県神戸市 市長田区三番町3丁目7-8	一般社団法人向日葵	兵庫県神戸市 須磨区妙法寺女夫岩 1094-7	令和8年 8月1日	介護予防 訪問サービス
2870604127	ひまわりヘルパー ステーション支援 事業所	兵庫県神戸市 市長田区三番町3丁目7-8	一般社団法人向日葵	兵庫県神戸市 須磨区妙法寺女夫岩 1094-7	令和8年 8月1日	生活支援 訪問サービス
2870804941	訪問介護 愛まーる	兵庫県神戸市 垂水区平磯4丁目4-7 ジョイフル垂水501	株式会社warehouse minoh	大阪府箕面市 桜五丁目20番22号	令和8年 8月1日	介護予防 訪問サービス
2870804941	訪問介護 愛まーる	兵庫県神戸市 垂水区平磯4丁目4-7 ジョイフル垂水501	株式会社warehouse minoh	大阪府箕面市 桜五丁目20番22号	令和8年 8月1日	生活支援 訪問サービス

2890100510	エイト・デ イズ	兵庫県神戸 市東灘区住 吉宮町2丁 目13-11	エイト・デ イズ合同 会社	兵庫県神 戸市東灘 区住吉宮 町2丁目 13-11	令和8年 8月1日	介護予防 通所サー ビス
2890800838	ビーナス プラス垂 水	兵庫県神戸 市垂水区み ずき台55番 10号	株式会社 ビーナス	大阪府堺 市堺区田 出井町1 番1号 ベルマー ジュ堺2 階	令和8年 8月1日	介護予防 通所サー ビス
2895000574	デイサー ビス en	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台北町9丁 目1-2	株式会社 鈴蘭	兵庫県神 戸市北区 鈴蘭台北 町9丁目 1-2	令和8年 8月1日	介護予防 通所サー ビス
2871002099	訪問介護 O h a n a	兵庫県芦屋 市浜風町3 -10	ライフサ ポートO h a n a 株式会社	奈良県大 和高田市 勝目26	令和8年 8月1日	介護予防 訪問サー ビス
2871002099	訪問介護 O h a n a	兵庫県芦屋 市浜風町3 -10	ライフサ ポートO h a n a 株式会社	奈良県大 和高田市 勝目26	令和8年 8月1日	生活支援 訪問サー ビス

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

神戸市告示第294号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所-名称	事業所-所在地	申請者-法人名	申請者-所在地	廃止年月日	サービス種類
2870101173	訪問介護ステーション たんぽぽ	兵庫県神戸市東灘区田中町 3 丁目 19-16 ハイ ツタケシ 301	合資会社たんぽぽ	兵庫県神戸市東灘区田中町 3 丁目 19-16 ハイ ツタケシ 301	令和 8 年 7 月 2 日	介護予防訪問サービス
2870101173	訪問介護ステーション たんぽぽ	兵庫県神戸市東灘区田中町 3 丁目 19-16 ハイ ツタケシ 301	合資会社たんぽぽ	兵庫県神戸市東灘区田中町 3 丁目 19-16 ハイ ツタケシ 301	令和 8 年 7 月 2 日	生活支援訪問サービス
2870603970	介護センター つるぎ	兵庫県神戸市長田区萩乃町 2 丁目 4-8	株式会社剣	兵庫県神戸市長田区萩乃町 2 丁目 4-8	令和 8 年 7 月 19 日	介護予防訪問サービス
2890100502	エイト・デイズ	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町 2 -13-11	メディカルサービス株式会社	兵庫県神戸市須磨区飛松町五丁目 1 番地の 1	令和 8 年 8 月 31 日	介護予防通所サービス

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

神戸市告示第295号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890100510	エイト・デイズ	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2丁目13-11	エイト・デイズ合同会社	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2丁目13-11	令和8年8月1日	地域密着型通所介護
2890200302	デイサービスところあい王子公園	兵庫県神戸市灘区高尾通3丁目1-9	株式会社フィールド	兵庫県芦屋市松ノ内町2番9号	令和8年8月1日	介護予防認知症対応型通所介護
2890200302	デイサービスところあい王子公園	兵庫県神戸市灘区高尾通3丁目1-9	株式会社フィールド	兵庫県芦屋市松ノ内町2番9号	令和8年8月1日	認知症対応型通所介護
2890600535	デイサービスところあい林山	兵庫県神戸市長田区林山町17-1	株式会社フィールド	兵庫県芦屋市松ノ内町2番9号	令和8年8月1日	介護予防認知症対応型通所介護
2890600535	デイサービスところあい林山	兵庫県神戸市長田区林山町17-1	株式会社フィールド	兵庫県芦屋市松ノ内町2番9号	令和8年8月1日	認知症対応型通所介護

2890800838	ビーナスプ ラス垂水	兵庫県神戸 市垂水区み ずき台 55 番 10 号	株式会社ビ ーナス	大阪府堺市 堺区田出井 町 1 番 1 号 ベルマー ジュ堺 2 階	令和 8 年 8 月 1 日	地域密着型 通所介護
2895000574	デイサービ ス en	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台北町 9 丁 目 1-2	株式会社鈴 蘭	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台北町 9 丁 目 1-2	令和 8 年 8 月 1 日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第296号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所-名称	事業所-所在地	申請者-法人名	申請者-所在地	廃止年月日	サービス種類
2875101566	医療法人敬愛会ポートピアシルバーホーム	兵庫県神戸市中央区港島中町5丁目2-3	医療法人敬愛会	兵庫県三田市下内神525-1	令和8年7月15日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2875101566	医療法人敬愛会ポートピアシルバーホーム	兵庫県神戸市中央区港島中町5丁目2-3	医療法人敬愛会	兵庫県三田市下内神525-1	令和8年7月15日	認知症対応型共同生活介護
2890100502	エイト・デイズ	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2-13-11	メディカルサービス株式会社	兵庫県神戸市須磨区飛松町五丁目1番地の1	令和8年8月31日	地域密着型通所介護

神戸市告示第297号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月2日	
	駐輪場内	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台		
	中央区長期放置	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台	令和8年7月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月7日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月9日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月11日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月16日	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月18日	
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月21日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月27日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 40 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月29日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月30日	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 1 台	令和8年7月1日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月3日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 5 台	令和8年7月6日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月8日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月10日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月11日
	兵庫区長期放置	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月14日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月15日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月17日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月21日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月22日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月24日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月27日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月28日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	

神戸市告示第298号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年8月25日 神戸市公報第3977号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 2 台	令和8年7月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 4 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台	令和8年7月3日	
	灘駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 31 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台	令和8年7月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 1 台	令和8年7月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 19 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台	令和8年7月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 5 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車	4 台	令和8年7月14日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	摩耶駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	16 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	31 台	令和8年7月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	25 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	4 台	令和8年7月23日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	0 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	六甲駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第299号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで。

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（ただし、即時撤去日より 7 日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和8年7月7日	神戸市須磨区妙法寺字 ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和8年7月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年7月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和8年7月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年7月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年7月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	令和8年7月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和8年7月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和8年7月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和8年7月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年7月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第300号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として令和8年8月25日付けで次のとおり指定をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

指定をした道路の部分

市道阪急沿線の区間のうち灘区王子町2丁目1番地地先から灘区王子町2丁目3番地地先までの上下線

神戸市告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月8日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	明石神戸宝塚線	神戸市北区甲栄台3丁目14番109地先から	新	56.20	10.10
		神戸市北区甲栄台3丁目14番107地先まで	旧	56.20	9.70
市道	北鈴蘭台44号線	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先から	新	156.50	12.00
		神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先まで	旧	156.50	最大 9.50 最小 8.90
市道	北鈴蘭台45号線	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先から	新	136.10	最大 10.80 最小 10.50
		神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先まで	旧	136.10	最大 8.80 最小 8.20
市道	北鈴蘭台46号線	神戸市北区甲栄台2丁目3番97地先から	新	137.00	12.00
		神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先まで	旧	137.00	最大 7.00 最小 6.90
市道	北鈴蘭台47号線	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先から	新	115.50	9.50
		神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先まで	旧	115.50	8.90
		神戸市北区甲栄台3丁目14番109地先から	新	64.70	最大 10.10 最小 9.50
		神戸市北区甲栄台3丁目14番107地先まで	旧	64.70	最大 9.70 最小 8.80
市道	北鈴蘭台54号線	神戸市北区甲栄台2丁目3番97地先から	新	290.40	12.00
		神戸市北区甲栄台3丁目3番64地先まで	旧	290.40	最大 7.00 最小 6.70

神戸市告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月8日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高津橋第13号線	神戸市西区玉津町高津橋字今池尻42番1地先から	新	28.90	最大 6.00 最小 6.00
		神戸市西区玉津町高津橋字今池尻42番20地先まで	旧	28.90	最大 1.00 最小 1.00

神戸市告示第303号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の6第1項の規定により公募占用計画を認定したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月25日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 認定をした日

令和8年8月14日

2 認定の有効期間

認定をした日から30年(令和8年8月14日から令和38年8月13日)

3 同項の規定により指定した港湾区域内水域等の区域及び占用の期間

(1) 指定した港湾区域内水域等の区域

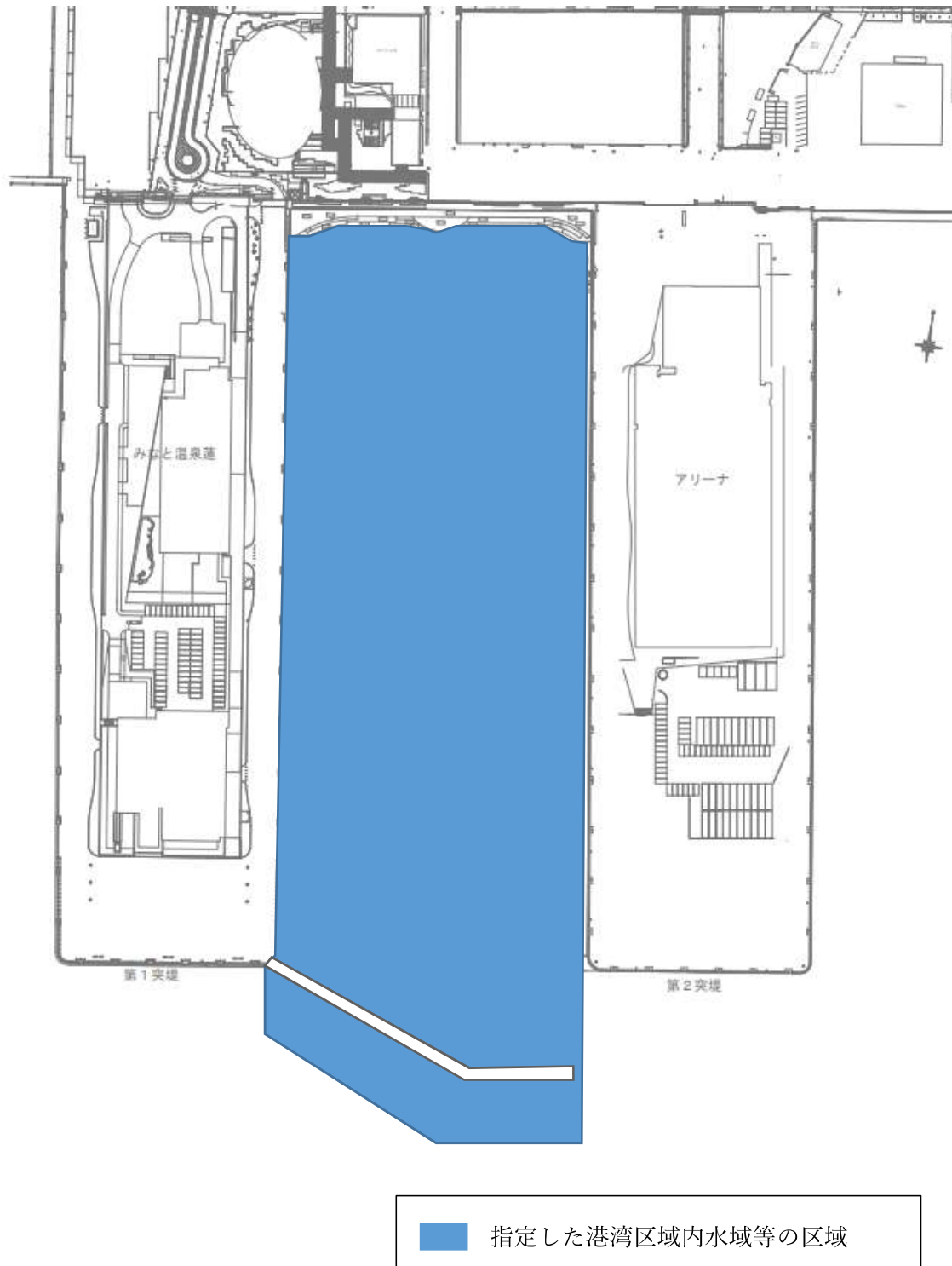
神戸市中央区新港町100番地先

(別図のとおり)

(2) 占用の期間

令和8年8月14日～令和38年8月13日

別図



神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条の2第3項の規定により、舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定区域内の土地について借地権が消滅した旨の届出がありましたので、同条第4項の規定により公告します。

当該届出に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年8月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年8月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
西神第2工業団地内 周辺緑地	神戸市西区室谷1丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	設 置

(2)供用開始の年月日

令和8年8月25日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市長田区駒ヶ林南町 6 番 1、17 番 7 の一部、17 番 10 の一部、17 番 12、18 番、17 番 7 地先水路

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 21 番 1 号

東急不動産株式会社

代表取締役 田中 辰明

許可番号

令和 6 年 7 月 29 日 第 8196 号

（変更許可 令和 8 年 6 月 17 日 第 2294 号

変更許可 令和 8 年 8 月 3 日 第 2306 号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市灘区山田町 1 丁目 10 番、11 番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲 1 丁目 9 番 9 号

東京建物株式会社

代表取締役 小澤 克人

許可番号

令和 8 年 3 月 12 日 第 8293 号

（変更許可 令和 8 年 6 月 5 日 第 2291 号

変更許可 令和 8 年 7 月 24 日 第 2304 号）

神戸市市税事務所告示第6号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第8条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は神戸市市税条例若しくは市税に関するその他の条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月17日

神戸市市税事務所長 野 崎 重 和

指 定 地 域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

令和8年8月12日付け告示第271号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和8年8月25日

誤

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	出合 <u>会</u> 白水線	神戸市西区玉津町高津橋字池ノ内640番1地先から	新	26.30	最大 18.60 最小 14.90
		神戸市西区玉津町高津橋字池ノ内639番1地先まで	旧	26.30	最大 16.60 最小 14.90

正

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	出合白水線	神戸市西区玉津町高津橋字池ノ内640番1地先から	新	26.30	最大 18.60 最小 14.90
		神戸市西区玉津町高津橋字池ノ内639番1地先まで	旧	26.30	最大 16.60 最小 14.90